

議 第 177 号

平成30年6月4日提出

## 熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

## 熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条中「及び白川公園」を「、白川公園及び植木中央公園運動施設」に改める。

第27条第3号ア中「及び田迎公園運動施設」を「、田迎公園運動施設及び植木中央公園運動施設」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第10条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第10条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第10条関係）」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第6条、第10条関係）」に改める。

別表第5中「別表第5」を「別表第5（第6条、第10条、第27条の2関係）」に改め、同表に次のように加える。

植木中央 公園運動 施設	植木中央公 園	1 専用使用料																																
		(1) 施設使用料																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>午前9時 から正午 まで</td> <td>午後1時 から午後 5時まで</td> <td>午後6時 から午後 10時ま で</td> <td>午前9時 から午後 10時ま で</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育室</td> <td>6,600円</td> <td>8,800円</td> <td>8,800円</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>区画し ない場 合</td> <td>3,600円</td> <td>4,800円</td> <td>4,800円</td> <td>15,600円</td> </tr> <tr> <td>3分の 1に区 画する 場合1 区画に つき</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>1,600円</td> <td>5,200円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料				午前	午後	夜間	全日	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 10時ま で	体育室	6,600円	8,800円	8,800円	28,600円	多目的室	区画し ない場 合	3,600円	4,800円	4,800円	15,600円	3分の 1に区 画する 場合1 区画に つき	1,200円	1,600円	1,600円	5,200円
区分	使用料																																	
	午前	午後	夜間	全日																														
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 10時ま で																														
体育室	6,600円	8,800円	8,800円	28,600円																														
多目的室	区画し ない場 合	3,600円	4,800円	4,800円	15,600円																													
	3分の 1に区 画する 場合1 区画に つき	1,200円	1,600円	1,600円	5,200円																													
		<p>備考</p> <p>1 使用時間の延長又は繰上げに係る使用料の額は、1時間につき、各時間区分の1時間相当額とする。各時間区分を連続して使用する場合の各時間区分間に係る使用料の額についても同様とする。</p> <p>2 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。</p> <p>3 多目的室を3分の1に区画する場合の使用は、会議等の用途に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動広場</td> <td>1時間につき 840円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。</p>				区分	使用料	運動広場	1時間につき 840円																									
区分	使用料																																	
運動広場	1時間につき 840円																																	
		(2) 照明使用料																																

区分		使用料
体育室	全部の点灯	1時間につき 3,400円
	2分の1の点灯	1時間につき 1,700円

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

## 2 一部使用料

区分		使用料	
体育室	バスケットボール	高校生以下	1面1時間につき 630円
		一般	1面1時間につき 1,260円
	バレーボール	高校生以下	1面1時間につき 460円
		一般	1面1時間につき 920円
	バドミントン	高校生以下	1面1時間につき 230円
		一般	1面1時間につき 460円
	卓球	高校生以下	1台1時間につき 110円
		一般	1台1時間につき 220円
	その他のスポーツ	バドミントンに係る使用料に準じて定める額	
	テニスコート	高校生以下	1面1時間につき 300円
一般		1面1時間につき 600円	
照明設備		1面1時間につき 350円	
コインロッカー		1箱1回につき 50円	

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高

		<p>等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p> <p>3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。</p>
--	--	---

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 植木中央公園運動施設の指定管理者に係る指定の手續その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### (提出理由)

植木中央公園運動施設の使用料を定めるとともに、同施設に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。